

## 三重県母子・父子福祉センター指定管理者審査基準・配点表

### 1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること

審査項目	審査基準	配点
①管理運営の総合的な基本方針	ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10
	イ 施設の特性や業務内容を理解しているか	10
	ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	5
②成果目標と自己評価	ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか	5
	イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか	5
③企業（団体）の社会的責任	ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か	10
小 計		45

\* この項目で、委員の採点総計が、満点の60%に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

### 2 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	ア 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	5
②利用者の安全確保策、事故防止策及びその措置	ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか	5
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制	ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案がなされているか	5
④個人情報保護、情報公開	ア 個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか。職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10
⑤県が推進する施策に準拠する管理運営	ア 少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、ダイバーシティ社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか	5
小 計		30

3 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点
母子家庭等就業・自立支援センター等に関する業務		
①母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応ずる事業	ア 実現可能で、利用者のニーズに対応するための効果的な提案がなされているか	20
②母子家庭等に対し、生業を指導し、又は技能を習得させる事業	ア 実現可能で、経済的な自立促進につながる効果的な提案がなされているか	20
③母子家庭等に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援する事業	ア 実現可能で、就業率の向上につながる効果的な提案がなされているか	20
④センター利用者の支援に関する事業（保育の実施等）	ア 実現可能で、利用者の利便性を向上させるための効果的な提案がなされているか	20
ひとり親家庭情報交換会に関する業務		
⑤母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催する事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
	イ NPO団体などとの交流に係る提案がなされているか	
母子・父子自立支援員研修業務		
⑥母子・父子自立支援員の資質向上を図るための研修会を開催する事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
⑦前各号に掲げるもののほか、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業	ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか	20
小 計		140

4 事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

審査項目	審査基準	配点
①収支計画の積算の考え方	ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10
	イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか	10
②コスト削減の考え方	ア 県費負担削減につながっているか	10
	イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	10
小 計		40

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	ア 事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	10
②職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10
③これまでのひとり親家庭等への支援に関する実績	ア これまでに、ひとり親家庭等への支援に関する十分な取組内容等があるか	15
④持続的・安定的に経営できる財政的基盤	ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか	10
小 計		45

\* この項目で、委員の採点総計が、満点の60%に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

合 計	300
-----	-----